

おもてなし

平成27年度事業計画並びに収支予算が承認されました

平成27年3月27日に開催されました通常議員総会におきまして、平成27年度事業計画並びに収支予算をご承認いただきました。その概要につきましてお知らせいたします。

平成27年度 基本的な事項

我が国にとって、今年の課題は、特に地方にあっては地方の創生であり、人口の減少対策等々であると考えられます。

宮津市は、他の地方都市と同様、少子高齢化傾向などによる経済規模の縮小、さらなる人口減少を招いていることから、宮津市の「海のみやこの物語」プロジェクトを受け、そして「海の京都観光圏」と連動し、当地が観光圏の中心地に相応しい「経済が発展し活力あるまち」すなわち賑わいあるまちを目指して取り組まなければなりません。

また一方で、小規模基本法、改正小規模支援法を踏まえ会員企業を支援していくなかで、支援法に基づく基本指針に則り、経営発達支援事業を重点的に取り組んでいきたいと思っております。

このようなことから

- ① 各種事業の取り組みについては、重要度、緊急性等を判断しバランスよくチームとして取り組んでいきます。
- ② 行催事等は、地域経済の活性化に結び付く事業に取り組む関係団体を優先して、またそのことを求め取り組もうとする関係団体を支援します。
- ③ 企業活動において、CSRの実践が求められています。取り組まなければならない事業は多々あり、会議所役職員一同、会員の声を真摯に受け止め、会員企業の繁栄、地域経済の発展を期して、一歩一歩着実に挑戦していきます。

平成27年度 主な事業・予算

【運営に関する事業】 1,700千円

役職員研修、三役会・常議員会開催、部会・委員会開催、60周年事業他運営関連事業

【観光振興に関する事業】 1,300千円

観光関連行事、その他観光振興事業

【地域振興に関する事業】 780千円

宮津農水商工観連携事業、宮津まちづくり事業、広域地域振興事業他地域振興事業

【商工振興に関する事業】 750千円

まちづくり事業他商工振興事業

【労務に関する事業】 700千円

従業員表彰、各種検定試験他労務関連事業

【経営改善普及事業】 41,277千円

講演会・講習会、経営・税務・労務・金融・新規開業等相談、産業ビジョン推進、中小企業応援隊事業等

【共 済 事 業】 7,000千円

生命共済、労働保険、小規模企業共済

プレミアム付き商品券発行のお知らせ

○プレミアム商品券の概要

- ・発行内容 商品券12,000円分を10,000円で販売（プレミアム率20%）
- ・発行総額 2億4,000万円
（額面1,000円券を12枚1セットとし、2万セットを発行）
- ・発行時期 平成27年6月上旬予定



宮津商工会議所では、6月上旬より市内消費の喚起・拡大、会員企業の売上向上を目的にプレミアム付き商品券の発行をいたします。当事業につきましては、前回（平成22年度）を超える発行総額2億4,000万円（プレミアム率20%）の規模での実施を予定しております。

プレミアム付き商品券の取扱店の募集につきましては、後日、改めてご案内を送付させていただきます。会員事業所の皆さまには、より多くの方々に地元宮津でお買い物をしていただけるようご協力の程よろしくお願いたします。

宮津まちづくり会議中間報告について ～『浜町地区の賑わいづくりの方向性等』～

宮津まちづくり会議では、浜町地区の賑わいの理想像として、「**家族みんなが1日ゆっくり楽しみ、五感で宮津を味わうことができるエリア**」を目標に、賑わいづくりの方向性をまとめました。

具体的な賑わいづくりの方向性としては、「人を集める仕掛けづくり」と「地域に還元させる仕掛けづくり」をしていくために、

- ①誰もが気軽に憩える場所づくり
- ②海を感じる（砂浜を思い出させる）場所づくり
- ③地域住民がともに育ち合える場所づくり
- ④宮津の学びの場所づくり
- ⑤宮津の旬・ぜいたくを味わう場所づくり

を実現していきたいと考えています。

その中でも、核となる「⑤」については、産地直送の「農産物」に加え、「海の幸（活魚、鮮魚など）」を総合プロデュース（仕入、販売、料理、加工）する機能など、「**海の京都の台所～ここにしかないオンリー1を創造し、ぜいたくを味**

わうサービスの提供～」を実現するために、その実証実験として、「**海の京都の台所 宮津満腹祭**」を定期的に開催していく予定です。

第1回目は、5/2(土) 9時～15時、宮津まごころ市周辺で開催する予定をしていますので、皆さん奮ってご来場ください。

また、浜町地区以外の中心市街地についても、浜町地区を「中心市街地全体の活力を生み出す源泉となる地区」と位置付けた上で、現在、いくつかのゾーンに分けて協議を進めており、平成27年度は計画から実行へ移す年にしていきたいと考えています。



ワーキングの様様

■海の京都の台所 宮津満腹祭専用ページ
(会議所HP内)

<http://www.kyo.or.jp/miyazu/manpuku/index.html>

お問い合わせ：宮津まちづくり会議事務局

☎0772-45-1105

労働保険のお知らせ！ 事業主の皆様

平成27年の年度更新の申告・納付期限は **6月1日(月)～7月10日(金)** です。

なお、労働保険料等の算出方法は変わりません。(平成26年4月1日～平成27年3月31日の期間の申告)

又、昨年度と同様に石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の申告納付も併せてお願いします。

◎労働保険事務組合 事務委託事業所様

当所労働保険事務組合で事務委託をお受けしている事業所の皆さまにおかれましては、申告・納付等の手続きを当事務組合が代行いたしますので、後日、**当所から郵送する書類のみ**、期日までに当所へご提出いただきますようお願いいたします。(期日：平成27年5月8日(金)必着)

◆保険料を分納されている場合

納期限 (□座振替日)	対象事業所	3回分納		
		第1期	第2期	第3期
□座振替日	労働保険事務組合事務委託事業所	8月7日	11月2日	翌年 2月1日

◎平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日まで)の雇用保険料の変更はありませんが、労災保険率が平成27年4月1日から改定されております。

詳しくは、厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000067690.html>をご覧ください。

当所会費納入の お願いとお知らせ

平成27年度第1期分会費
□座振替日は、

5月25日となります。

平成27年度 健康保険料率・介護保険料率のお知らせ

平成27年度改定後の健康保険料率及び介護保険料率は、以下のとおりとなります。

健康保険料率 10.02% (+0.04%)
介護保険料率 1.58% (-0.14%)

◆適用時期について

・事業所にお勤めの一般被保険者の方は、例年より1カ月遅れての本年4月分(5月納付分)からになります。



各部会の活動等について

去る平成27年2月23日に正副会頭と各部会正副部長・運営委員会正副委員長の皆さまにご出席いただき合同会議を開催し、平成27年度事業等についての意見交換をいたしました。

部会長・副部会長の皆さまからは、当所に対する要望・要請や今後部会で取り組んでいくこと、まずは参加者の少ない当所部会活動に会員皆さまのご参加がいただけるよう声かけを行っていく必要があるなどの発言がありました。

そのような中、3月4日には工業部会の主催でサントリー山崎蒸留所、京都銀行金融大学校桂川キャンパス、イオンモール京都桂川への視察を実施いたしました。当日は21名の方々にご参加いただき、日本のウイスキー

キーのふるさと言われている山崎蒸留所でウイスキーづくりの歴史やこだわりについてお話をお聴きしながら施設を見学し、その後、京都銀行の創立70周年記念事業として建設された、研修施設桂川キャンパスを見学後、引き続き220の専門店をもつイオンモール京都桂川を見学いたしました。今回の視察で日本のものづくりの歴史やこだわり、立派な施設等に唯々感じいたしますとともに視察の目的の一つであります会員交流が図れました。

今後も会員皆さまに参加いただける部会活動を実施していきたいと思っておりますので、是非ご参加ください。



日本商工会議所青年部第34回全国大会京都大会が開催されました！！

去る2月20日、21日、日本商工会議所青年部第34回全国大会京都大会が開催されました。宮津商工会議所青年部が担当した宮津での分科会には、北は北海道、南は大分県より29名のご登録をいただきました。

商工会議所青年部発祥の地である宮津の分科会は、その発祥の原点である「交流」をテーマに発祥の地を回り、五感で感じていただける企画が用意されました。

参加者には、交流ミッションが設けられ、市街地の青年部会員事業所を交流スポットとして、市街地を回りながら宮津の特産品による「おもてなし」とともに、宮津の会員との交流が図られました。

交流ミッション終了後の講演会では、全国商工会議所青年部連合会平成14年度副会長の大村 利和 さん【宮津市宮村・(株)大村工務店 代表取締役】に「田舎町から始まった交流」をテーマにご講演いただきました。

分科会を締め括るおもてなし懇親会では、食品卸売市場に特設懇親会会場が設けられ、宮津の特産品であるブリしゃぶ、松葉ガニ、そして焼きちくわつくり体験などの振る舞いがされました。

今回、分科会の責任者を務められた磯野さんは、「企画等準備は大変だったが、宮津の青年部会員が一丸となって、参加者におもてなしをして喜んでいただけたことが本当に良かった。良い経験をさせてもらった。」とおっしゃっていました。



第1分科会部会長
磯野修一さん
(宮津商工会議所青年部)

青年部会員随時募集中！！（お問い合わせ TEL22-5131 事務局：矢野）

商工会議所事務スペースがワンフロア化されました

平成26年度から事業推進課が新設され、1階と3階の事務スペースで宮津農水商工観連携会議、宮津まちづくり会議の運営を行ってまいりましたが、来館者の方々の利便向上と事務局の連携強化を図るために、1階正面玄関横の事務スペースを改修し、ワンフロア化いたしました。



今後は、事務局が一体となり、さまざまな事業にスピードを上げて、取り組んでいきたいと考えております。会員の皆さまには、変更によりご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

また、事業推進課の新設、職員退職に伴って、事務局に異動がありますので、ご紹介させていただきます。

小嶋 滋（事務局長兼事業推進課長・写真中央左）……専務理事の補佐、事務局の統括に関すること など

沖 真弥（事業推進課・写真左隅）……農水商工観連携の推進、会議体の事務局に関すること など

倉野祐樹（事業推進課・写真右隅）……まちづくりの推進、会議体の事務局に関すること など

堺 育子（総務課・写真中央右）……会費・加入金の収納、会計全般に関すること など

細川忠興公・ガラシャ夫人誕生450年記念事業実行委員会

細川ガラシャ木像除幕式*忠興・ガラシャまつりのご報告



去る3月7日、宮津市役所中庭駐車場において、「細川ガラシャ木像除幕式」が開催されました。細川ガラシャの木像については、京都伝統工芸大学の大学生に協力をいただき平成25年8月から制作してきたもので、当地をはじめとするガラシャにゆかりのある関係市町などで開かれたイベントにおいて、延べ5,000名を超える方々に「ひとノミ」を入れていただきながら制作されたものです。



当日はあいにくの天候ではありましたが、市民及び関係者の方々にご臨席賜り、無事終了することができました。実行委員会会長を務める今井会頭からは「子や孫に語り継いでいける木像を作っていただけた。」と感謝の意が述べられました。なお、木像は今後、みやづ歴史の館の玄関口ビーに常設展示されます。

また、除幕式終了後に大手川ふれあい広場で開催されました「忠興・ガラシャまつり」では、宮津煉製品協同組合の協力による黒ちくわ手づくり体験などが行われ、子どもたちが楽しく取り組む姿が見られました。

平成27年度 宮津商工会議所施行検定試験のご案内

◇珠算検定試験

	施行期日	申込受付期間	申込先
第204回(1~3級)	H27. 6. 28 (日)	H27. 4. 20 (月) ~ H27. 5. 26 (火)	宮津商工会議所 ☎ 22-5131
第205回(1~3級)	H27. 10. 25 (日)	H27. 8. 17 (月) ~ H27. 9. 17 (木)	
第206回(1~3級)	H28. 2. 14 (日)	H27. 12. 7 (月) ~ H28. 1. 12 (火)	

◇簿記検定試験

	施行期日	申込受付期間	申込先
第140回(1~3級)	H27. 6. 14 (日)	H27. 4. 20 (月) ~ H27. 5. 15 (金)	宮津商工会議所 ☎ 22-5131
第141回(1~3級)	H27. 11. 15 (日)	H27. 9. 24 (木) ~ H27. 10. 16 (金)	
第142回(2~3級)	H28. 2. 28 (日)	H28. 1. 12 (火) ~ H28. 1. 29 (金)	

*簿記検定試験につきましてはインターネットでの申し込みも受け付けています。(当所ホームページをご覧ください。)

*福祉住環境コーディネーター検定試験につきましては、当所での施行を終了させていただきました。

パートタイム労働法が改正されました (平成27年4月1日施行)

パートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるよう、パートタイム労働法が改正されました。

【主な改正のポイント】

①パートタイム労働者の公平な待遇の確保

- ・正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が拡大されました。
- ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められる取扱いはできません。

②パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

パートタイム労働者を雇い入れたとき、事業主は、雇用管理の改善措置の内容について、パートタイム労働者に対して理解できるように説明をしていく必要があります。

③パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができることとなります。

※詳しくは、厚生労働省のHP (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1o.html>) をご覧ください。